

火は消した? いつも心に きいてみて

春季全国火災予防運動 3月1日〜7日

全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は火災の発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることを目的としています。

市民の皆さんもこの運動を機会に防火について各家庭や自治会等で話し合い、火に対する認識を深め、火災のない安全で住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

## 心の用心



消火器の訪問点検にご注意ください

最近、各地で不適切な消火器の点検や販売など、高額請求の被害が多発しています。「消防署の方から来ました」などと言葉巧みに近づき、内容を説明せずに契約書への署名や押印を求めてきます。

消防署では消火器の販売やあつ旋をしません。点検などを依頼するときには、見積書をとるなど注意を払い、不審な点がある場合は、見積書などには絶対に署名や押印をしない。

バイクや軽自動車の

廃車・譲渡手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税します。

廃車や紛失、名義変更、住所変更の手続きは、3月中に次のところで済ませてください。4月以降に手続きをしても、その年度の軽自動車税は課税されますので、ご注意ください。

■受付場所・問合せ  
軽自動車(軽四輪)  
軽自動車検査協会愛媛事務所(TEL089-975-7310)

○東予総合支所納税係 (内線122)  
○丹原総合支所納税係 (内線261)  
○小松総合支所納税係 (内線112)

二輪車(125cc超)

四国運輸局愛媛陸運支局(TEL089-956-11562)  
原動機付自転車(125cc以下)

○西条市庁舎税務管理係 (内線2282)  
○東予総合支所納税係 (内線122)  
○丹原総合支所納税係 (内線261)  
○小松総合支所納税係 (内線112)

3月の市税ごよみ

旧西条市分

18日 国民健康保険税第4期分の督促状の発送

旧東予市分

18日 国民健康保険税第8期分の督促状の発送

旧丹原町分

18日 固定資産税第4期分・国民健康保険税第8期分督促状の発送

旧小松町分

18日 固定資産税第4期

市税の納付は

口座振替が便利です

手続き方法など詳しくは税務課担当窓口へ

特別障害給付金制度が

4月から始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情によって、障害基礎年金等を受給していない障害者のかたを対象に、平成17年4月から特別障害給付金が支給されます。

対象者

○平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

○昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人

支給額(年6回支給)

○1級 月額5万円  
○2級 月額4万円  
給付の請求について

4月1日から次のところで請求を受け付けます。なお、給付は請求のあった月の翌月からとなり、請求が遅れた場合はそ及ができませんので、早めに手続きをお願いします。

受付場所・問合せ  
西条市庁舎年金係 (内線2436)  
東予総合支所保険年金係 (内線153)  
丹原総合支所保険年金係 (内線208)  
小松総合支所保険年金係 (内線133)

国民年金保険料のお知らせ

保険料引き上げについて

4月から保険料が280円引き上げられ、月額1万3580円になります。

口座振替の早割割引制度

4月から口座振替で期別納付されるかたを対象に、

保険料が1カ月当たり40円引き引かれる「当月振り替え」が導入されます。

問合せ

新居浜社会保険事務所(TEL0897-35-1300)